

防地労（事）第6656号
28.3.30
一部改正 防地労（事）第168号
31.4.26

各地方防衛局長 殿

事務次官
(公印省略)

駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく特別給付金の支給手続等につ
いて（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

なお、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく特別給付金の支給手続等について
(施本第770号（COL）。平成14年4月1日）は廃止する。

添付書類：別紙

駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく特別給付金の支給手続等について

1 特別給付金の支給対象者

駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和33年法律第158号）第15条第1項に規定する特別給付金の支給の対象となる者は、付表に掲げる者とする。

2 特別給付金の支給の決定等

- (1) 地方防衛局長又は地方防衛事務所長（以下「地方防衛局長等」という。）は、特別給付金の支給を決定したときは、その旨を別記第1号様式による特別給付金支給決定通知書により申請者に通知するものとする。
- (2) 地方防衛局長等は、申請者が特別給付金の支給を受ける資格のない者であると決定したときは、その旨を別記第2号様式による特別給付金却下通知書により申請者に通知するものとする。
- (3) 地方防衛局長等は、特別給付金の支給を決定したときは、特別給付金支給申請書を受理した日から1月以内に、当該給付金を申請者に支給するものとする。

3 勤務を要しない日

駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく特別給付金の支給に関する省令（昭和33年総理府令第36号）第1条及び駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく特別給付金の支給細則（昭和37年防衛施設庁告示第4号）第1条に規定する勤務を要しない日は、各労働者の雇用の条件により判定するものとする。

4 前各項に定めるもののほか、特別給付金の支給手続等に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

別記第1号様式

文 書 番 号
令和 年 月 日

住 所
氏 名 殿

防 衛 局 長
防 衛 事 務 所 長

特 別 給 付 金 支 給 決 定 通 知 書

令和 年 月 日付けで申請のあった貴殿の特別給付金の支給については、下記のとおり決定したので通知します。

記

特別給付金の額	_____円
備 考	

- 注：1 この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に書面で、防衛大臣に審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

住 所
氏 名 殿

防 衛 局 長
防 衛 事 務 所 長

特 別 給 付 金 却 下 通 知 書

令和 年 月 日付で申請のあった貴殿の特別給付金の支給については、下記の理由により却下したので通知します。

記

理 由	
-----	--

- 注：1 この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に書面で、防衛大臣に審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

特別給付金支給対象者細目表

基本労務契約関係	船員契約関係	諸機関労務協約関係
1 基本労務契約第11章A節6d 「人員整理通知書」により解雇された者	1 船員契約管理手続第3章其の1 G節4「人員整理解雇通知書」により解雇された者	1 諸機関労務協約附属書7 A節6f「人員整理通知書」により解雇された者
2 基本労務契約第11章A節8a 「閉鎖」(2)により解雇された者	2 船員契約管理手続第2章B節3a「死亡」により雇用の終了しない業務上の死亡により雇用の終了した者に限る。)	2 諸機関労務協約附属書7 A節8「閉鎖」により解雇された者
3 基本労務契約第11章A節8b 「漸次閉鎖」(2)により解雇された者	3 船員契約管理手続第2章F節7「身体障害解雇」により解雇された者(故意又は重大な過失によらない業務上の障害又は傷病により解雇された者に限る。)	3 諸機関労務協約附属書7 A節6d「人員整理による退職希望者」により人員整理として取り扱われた者
4 基本労務契約第11章A節4 「整理を最少限度にすること」 aにより人員整理として取り扱われた者	4 船員契約管理手続第2章F節10「辞職」により退職した者(故意又は重大な過失によらず、かつ、職務を遂行することを許さない程度の業務上の身体障害のため退職した者に限る。)	4 諸機関労務協約附属書7 A節8「閉鎖」により人員整理として取り扱われた者
5 基本労務契約第11章A節6c 「退職希望者」により人員整理として取り扱われた者	5 船員契約管理手続第3章其の1 G節4「人員整理解雇通知書」が発出された日以後、解雇発効日の前日までの間に退職した者	5 諸機関労務協約附属書12.14b 「退職」により、低い等級への変更、異なる基本給表への変更又は転任を命ぜられた場合で、その人事措置により低い基本給又は低い正規の諸手当を受けることとなったときに同附属書7.9b若しくはcに定める退職給付の全額を受領して退職した者
6 基本労務契約第11章A節8a 「閉鎖」又は8b「漸次閉鎖」により人員整理として取り扱われた者	6 船員契約管理手続第3章其の1 B節1により設定された競合区域の閉鎖に係る同章其の1 G節1による通知の日以後、閉鎖の日の前日までの間に退職した者	6 諸機関労務協約附属書7 A節9「所在地移動」b(1)の転勤により基本給又は諸手当が減少するため人員整理として取り扱われた者
7 基本労務契約第5章14b「退職」により低い等級への変更、異なる基本給表への変更又は転任を命ぜられた場合でその人事措置により低い基本給又は低い正規の諸手当を受けることとなったときに第11章A節7aに定める退職給付の全額を受領して退職した者	7 船員契約管理手続第3章其の2 C節3「特例解雇通知書」により解雇された者	7 諸機関労務協約附属書7 A節9「所在地移動」b(2)の通勤困難により人員整理として取り扱われた者
8 基本労務契約第11章A節8c 「所在地の移動」(2)(a)第3段の転勤により基本給又は諸手当が減少するため人員整理として取り扱われた者	8 諸機関労務協約附属書7 A節9「所在地移動」cにより解雇された者	8 諸機関労務協約附属書7 A節9「所在地移動」cにより解雇された者
9 基本労務契約第11章A節8c 「所在地の移動」(2)(a)第4段の通勤困難のため人員整理とし		9 諸機関労務協約附属書8 C節1「死亡」又は同附属書24.3m C節2「雇用の解除(死亡)」により雇用の終了した者(故意

<p>て取り扱われた者</p> <p>10 基本労務契約第11章A節8c 「所在地の移動」(2)(b)により 解雇された者</p> <p>11 基本労務契約第10章3o「従 業員の死亡」により雇用の終了 した者(故意又は重大な過失に よらない業務上の死亡により雇 用の終了した者に限る。)</p> <p>12 基本労務契約第10章3e「身 体障害従業員」により解雇され た者(故意又は重大な過失によ らない業務上の身体障害により 解雇された者に限る。)</p> <p>13 基本労務契約第10章3f(3) 「業務上の又は通勤による傷病 」により解雇された者(故意又 は重大な過失によらない業務上 の傷病により解雇された者に限 る。)</p> <p>14 基本労務契約第10章3h「辞 職する従業員」により退職した 者(故意又は重大な過失によら ず、かつ、職務を遂行すること を許さない程度の業務上の身体 障害のため退職した者に限る。)</p> <p>15 基本労務契約第11章A節6d 「人員整理通知書」が発出され た日以後、解雇発効の前日まで の間に退職した者</p> <p>16 基本労務契約第11章A節8a 「閉鎖」8b「漸次閉鎖」又は8c 「所在地の移動」(2)(b)に係る 同節8a(1)、b(1)又はc(1)によ る通知の日以後閉鎖、漸次閉鎖 又は所在地の移動の日の前日ま での間に退職した者</p> <p>17 基本労務契約第11章B節3c 「解雇通知書」により解雇され た者</p>		<p>又は重大な過失によらない業務 上の死亡により雇用の終了した 者に限る。)</p> <p>10 諸機関労務協約附属書8D節 3「解雇—就労不能」又は同附 属書24.3m C節4「雇用の解除 」により解雇された者(故意又 は重大な過失によらない業務上 の就労不能により解雇された者 に限る。)</p> <p>11 諸機関労務協約附属書8B節 1「辞職」又は同附属書24.3m C節3「雇用の解除(辞職) 」により退職した者(故意又は 重大な過失によらず、かつ、職 務を遂行することを許さない程 度の業務上の身体障害のため退 職した者に限る。)</p> <p>12 諸機関労務協約附属書7A節 6「手続」fの「人員整理通知 書」が発出された以後、解雇発 効日の前日までの間に退職した 者</p> <p>13 諸機関労務協約附属書7A節 8「閉鎖」又は9「所在地移動 」cに係る同附属書6aによる通 報又は同附属書9aによる通知の 日以後、閉鎖又は所在地移動の 日の前日までの間に退職した者</p> <p>14 諸機関労務協約附属書7A節 11「人員整理を最少限度にす ること」により人員整理として 取り扱われた者</p> <p>15 諸機関労務協約附属書7B節 3c「解雇通知書」により解雇さ れた者</p>
--	--	--